

令和 7 年度

第 1 回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 4 日まで)

（ 総 務 部
財 務 部
行 政 セ ン タ ー
財 産 区 ）

令和 7（2025）年 7 月 4 日提出

郡 山 市 監 査 委 員

7 郡監査第405号
令和 7 (2025) 年 7 月 4 日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	相 樂 靖 久
郡山市監査委員	三 部 夕 貴
郡山市監査委員	大 城 宏 之
郡山市監査委員	折 笠 正

令和 7 年度第 1 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和7年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	3

令和7年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

令和6年12月1日から令和7年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対 象 部 局 等

ア 総務部

総務法務課	秘書課	人事課	職員厚生課
防災危機管理課	行政マネジメント課		

イ 財務部

財政課	公有資産マネジメント課	熱海温泉事業所	契約検査課
-----	-------------	---------	-------

ウ 行政センター

富田行政センター	大槻行政センター	安積行政センター	三穂田行政センター
逢瀬行政センター	片平行政センター	喜久田行政センター	日和田行政センター
富久山行政センター	湖南行政センター	熱海行政センター	田村行政センター
西田行政センター	中田行政センター		

エ 財産区

多田野財産区	河内財産区	中野財産区	月形財産区
舟津財産区	舘財産区	横沢財産区	浜路財産区
後田財産区			

※財産の貸付事務は、主に公有資産マネジメント課が所管

※定例的な支出事務は、多田野及び河内財産区については主に逢瀬行政センターが、中野、月形、舟津、舘、横沢及び浜路の各財産区については主に湖南行政センターが、後田財産区については主に田村行政センターが所管

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程
令和7年4月1日から令和7年7月4日まで
- (2) 実施場所
監査委員室
- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取
令和7年7月4日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 調定事務

普通財産の貸付に係る賃料の算定に誤りがあった。

歳入の調定は、地方自治法施行令第154条の規定により、当該歳入について納入すべき金額を調査し、その額を適切に算定しなければならないが、普通財産の貸付に係る賃料の算定に誤りがあった。

公有資産マネジメント課

2 支出事務について

(1) 支出一般

納品書を受領せず、支出命令をしているものがあった。

支出における納品書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、支出権者は支出命令の際に照合すべきものであるが、納品書を受領せず、支出命令をしているものがあった。

田村行政センター

3 契約事務について

(1) 契約締結事務

変更契約を締結していないものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第20条第2項の規定により、約定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならないが、変更契約を締結していないものがあった。

熱海温泉事業所

令和 7 年度

第 1 回 定期監査の結果に関する報告

（ 監査期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 4 日まで ）

〔 財 産 区 〕

令和 7 （2025）年 7 月 4 日提出

郡 山 市 監 査 委 員

7 郡監査第405号
令和 7 (2025) 年 7 月 4 日

郡山市赤津財産区議会議長
郡山市三代財産区議会議長
郡山市福良財産区議会議長
郡山市財産区管理者 郡山市長

郡山市監査委員	相	樂	靖	久
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	大	城	宏	之
郡山市監査委員	折	笠		正

令和 7 年度第 1 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和7年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1	準 拠 基 準	1
第2	監 査 の 概 要	1
1	監 査 の 種 類	1
2	監 査 の 対 象	1
3	監 査 の 着 眼 点	1
4	監 査 の 主 な 実 施 内 容	1
5	監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	1
第3	監 査 の 結 果	2

令和7年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

令和6年12月1日から令和7年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対 象 部 局 等

財産区

赤 津 財 産 区	三 代 財 産 区	福 良 財 産 区
-----------	-----------	-----------

※財産の貸付事務は、主に公有資産マネジメント課が所管

※定例的な支出事務は、主に湖南行政センターが所管

3 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

(1) 帳簿、書類等の突合

(2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

令和7年4月1日から令和7年7月4日まで

(2) 実施場所

監査委員室

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。